

高知県と国境なき医師団日本との
大規模災害時の支援に関する協定書

高知県

特定非営利活動法人国境なき医師団日本

令和6年12月16日

高知県と国境なき医師団日本との大規模災害時の支援に関する協定書

(趣旨)

第1条 本協定は、高知県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人国境なき医師団日本（以下「乙」という。）が、高知県又は高知県を含む広範な地域で大規模な災害が発生した場合に、両者が協力して支援の円滑な遂行を図り被災者支援に寄与することを目的に、支援と受け入れに関して必要な事項を定める。

(支援の要請)

- 第2条 高知県内で大規模災害が発生した時は、甲は、乙に対して必要な支援を要請することができる。なお、当該要請は、文書によるものとするが、緊急を要する場合は電話又はメール等で要請の上、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項に基づく甲の支援の要請に基づき、可能な限りにおいて支援を行うものとする。ただし、乙が支援の要請に応じることができないと判断した場合は、甲に対して速やかに報告するものとする。
- 3 支援は、甲と乙の合意により決定されるものとし、乙は支援の実施についてその義務を負わないものとする。

(支援内容)

- 第3条 本協定に基づく支援及び受け入れのための内容は、次のとおりとする。
- (1) 乙の医師、看護師、調整員等の派遣による被災者への医療、公衆衛生等の分野の活動
- (2) 傷病者の搬送
- (3) 前各号に掲げるもののほか、支援に関して甲と乙が協議した事項
- 2 甲及び乙は、支援活動を円滑に行うことができるよう、関係機関と調整の上、必要な事項を相互に報告するものとする。

(平時の活動)

第4条 甲と乙は、本協定に基づく支援活動が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換及び必要な訓練を行うよう努めるものとする。

(連絡担当者)

第5条 甲と乙は、本協定に関する連絡担当者を定めておくものとする。連絡担当者に変更があった時には、速やかに相手側に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 本協定書に基づく支援活動については、一切の対価が発生しないものとし、発生する費用については甲乙ともに相手方に請求しないものとする。ただし、発災時の支援活動に向けた平時における事前準備に必要な費用の負担については、甲乙双方で協議の上、決定するものとする。

(細目)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し必要な事項は、甲乙双方で協議の上で別に定め、各自保有するものとする。

(協定の期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の申出がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、各自その1通を保有する。

令和6年12月16日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 東京都新宿区馬場下町1-1

FORECAST 早稲田 FIRST 3階

特定非営利活動法人国境なき医師団日本

事務局長